

マイナンバーカード ご利用案内

マイナンバーカードの有効期限

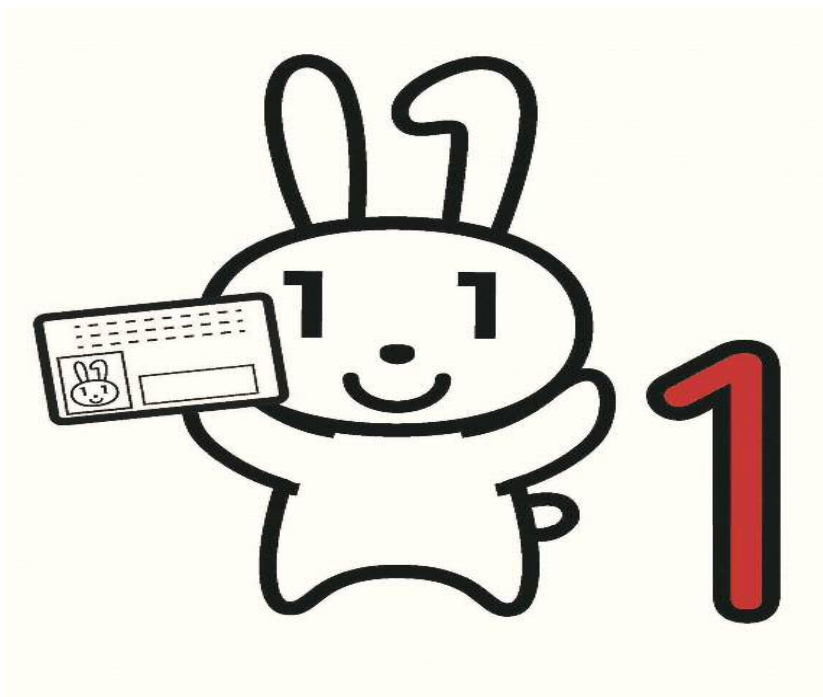
	年齢／在留資格	有効期限の起算点	有効期限
ア	18歳以上の方	カードが発行された日から（※2）	10回目の誕生日まで
イ	18歳未満の方	カードが発行された日から（※2）	5回目の誕生日まで
ウ	中長期在留者の方（※1）	カードが発行された日から（※2）	在留期限まで

電子証明書の有効期限

	年齢／在留資格	有効期限の起算点	有効期限
ア／イ	18歳以上/18歳未満の方	カードが発行された日から（※2）	5回目の誕生日まで
ウ	中長期在留者の方（※1）	カードが発行された日から（※2）	在留期限まで

※1 ただし、「中長期在留者」のうち、「永住者」は、ア または イ のとおりです。

※2 「カードが発行された日」とは、市役所の窓口でカードを受け取られた日ではなく、カード発行機関（地方公共団体情報システム機構）でカードが発行された日のことです。



マイナンバーカード・電子証明書 ご利用案内

1. マイナンバーカードの利用と取扱い

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）は、社会保障分野や税分野などにおけるマイナンバー（個人番号）の提示が必要な場面で、国の行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、マイナンバーを証明し、本人確認ができる書類として利用することができます。
- ② マイナンバーカードは、①の場合以外にも広く顔写真付きの本人確認書類として活用することができます。その際、顔写真付きの本人確認書類として利用することができるマイナンバーカードのおもて面は、マイナンバーカードの所有者が同意する場合にはだれでもコピーすることが可能です。一方、12ケタのマイナンバーが記載されているうら面は、①の場合に限りコピーが許されていることに留意してください。
- ③ マイナンバーカードの IC チップに搭載される電子証明書などの活用により、行政手続きのオンライン申請や、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書の取得なども可能になります。

2. マイナンバーカードについて



【おもて面】



【うら面】

① おもて面

マイナンバーカードは、そのおもて面に顔写真・氏名・住所・生年月日・性別などのほか、カード本体と電子証明書の有効期限の記載欄があります。このうち、電子証明書の有効期限記載欄についてはメモ欄となっていて、必ずしも書き込まずとも差支えありません。また、顔写真の右にあります青色の欄は、氏名や住所などを変更したときに、変更後の新しい情報を書き込む欄です。変更後の情報は市区町村の職員が書き込みますので、何も書き込まないようにお願いします。そのほか、カード下部には臓器提供意思表示欄があります。

② うら面

マイナンバーカードのうら面は、マイナンバー・氏名・生年月日が記載されています。その他、ICチップなどのデジタル手続きのための仕組みが搭載されています。

3. マイナンバーカードに設定されるパスワード（暗証番号）の種類

マイナンバーカードに設定されるパスワードは、4ケタの数字のものと、6～16ケタの英字大文字と数字を組み合わせたものがあります。このうち、②～④のパスワードは必ず設定されますが、マイナンバーカード交付申請時の申請内容などによって、①のパスワードは設定されない場合があります。

- ① 署名用電子証明書用暗証番号（6～16 ケタの英字大文字と数字の組み合わせ）
e-Tax などのインターネットを利用した電子申請に使用します。原則として、15 歳未満の方のマイナンバーカードには設定されません。
- ② 利用者証明用電子証明書用暗証番号（4 ケタの数字）
コンビニ交付サービス、保険証の紐付けやマイナポータルへのログインなどに使用します。
- ③ 住民基本台帳用暗証番号（4 ケタの数字）
マイナンバーカードの住所や氏名を更新する届をする際に、窓口で本人確認として使用します。
- ④ 券面記載事項入力補助用暗証番号（4 ケタの数字）
電子申請などに際して、マイナンバーカードに記載された住所や氏名などの情報を読み出し、正確に入力するためなどに使用します。
※電子証明書の発行・更新をされた場合、当日のご利用ができませんのでご注意ください。

4. マイナンバーカードの管理とパスワードの扱い

- ① マイナンバーカードは紛失、盗難などのないよう大切に取り扱いってください。
- ② マイナンバーカードの受け取り時に設定したパスワードは他人に知られないように十分に注意してください。
マイナンバーカード交付の際に配布しました「マイナンバーカード・電子証明書 設定暗証番号記載票」で確認できますので、大切に保管してください。
また、マイナンバーカードの受け取りを任意代理人の方に委任してマイナンバーカードを取得された場合は、職員がパスワードを代行入力しておりますので、ご本人によるパスワードの変更をお勧めします。ご本人によるパスワードの変更は、対応するスマートフォンやご自宅のパソコンから行うことができます。その際には、利用者クライアントソフトなどの準備が必要です。利用者クライアントソフトの導入・使用について詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト（<https://www.jpki.go.jp/>）をご確認ください。
- ③ パスワードを忘れた場合やパスワードの照合に失敗してロックがかかってしまった場合は、市民室（荒本・布施）や行政サービスセンターの窓口で本人確認を行ったうえで、再度設定していただく必要があります。署名用電子証明書用のパスワードの場合5回、その他のパスワードの場合3回、連続して照合に失敗するとそのパスワードにロックがかかり利用できなくなりますのでご注意ください。

5. 引越などに伴うマイナンバーカードに記載されている情報の変更

引越や婚姻などでマイナンバーカードに記載されている情報の変更が必要になった場合は、転居届や婚姻届などの届出に併せて、その届出をする窓口でマイナンバーカードをお持ちください。カード内部の情報を変更した上で、新たな住所や氏名などを追記欄に記載します。

また、署名用電子証明書はその記載事項に変更が生じると自動的に失効します。転居届や婚姻届などの届出に際しては、マイナンバーカードの記載事項を変更すると共に、新しい署名用電子証明書の発行手続を行ってください。なお、利用者証明用電子証明書は、住所や氏名などの情報を持っていませんので、引越や婚姻などによっても失効しません。

6. マイナンバーカードと電子証明書の有効期間と更新手続き

- ① マイナンバーカードの有効期間は、18歳以上の方はカードの発行日から10回目の誕生日まで、18歳未満の方はカードの発行日から5回目の誕生日までとなります。マイナンバーカードの更新は、有効期間の満了の3カ月前より新たなカードの申請を行うことにより手続きを開始できます。また、外国籍の方の有効期間は、上記と異なる場合があります。
- ② 電子証明書の有効期間は、原則としてカード作成日または電子証明書発行日から5回目の誕生日までとなります。ただし、マイナンバーカードの有効期間が満了した場合、電子証明書の有効期間も切れることとなります。電子証明書の更新は、有効期間の満了の3カ月前より市民室（荒本・布施・旭町）の窓口で申請できます。なお、電子証明書の更新に際しては、パスワードの照合を行います。
- ③ マイナンバーカード及び電子証明書は、それぞれ更新できる期間に入りましたら、マイナンバーカードの作成元である地方公共団体情報システム機構より更新のご案内を送付します。このご案内によらず更新手続きを行うことも可能ですが、新たなカードの申請や電子証明書の更新に関する書類が同封されますので、ご活用ください。
※電子証明書の発行・更新をされた場合、当日のご利用ができませんのでご注意ください。

7. マイナンバーカードの紛失などの場合

- ① マイナンバーカードを紛失した場合には、直ちに以下の電話番号（紛失などの場合には365日24時間対応）に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書などの機能の一時停止を行ってください。

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178
マイナンバーカードコールセンター（有料）0570-783-578
（繋がらない場合には050-3818-1250）
聴覚障がい者専用お問い合わせFAX番号 0120-601-785



なお、マイナンバーカード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、市民室（荒本・布施）の窓口までマイナンバーカードをお持ちください。一時停止の解除を行えます。

- ② マイナンバーカードを紛失などし、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、市民室（荒本・布施）の窓口で再交付の申請に係る手続きを行っていただく必要があります。その際、紛失の場合は警察署などから出される「遺失届出証明書」を、焼失の場合は消防署などから出される「り災証明書」をお持ちください。また、著しく損傷したマイナンバーカードについては、市民室（荒本・布施）の窓口までお持ちください。ICチップが損傷し、カードの機能が利用できなくなった場合も同様です。なお、紛失などに伴う再交付の際には手数料が掛かります。

8. 電子証明書の自発的な利用取り止め

電子証明書の利用取り止めをご希望される場合には、マイナンバーカードを持って電子証明書の失効を市民室（荒本・布施）の窓口で申請してください。

9. マイナンバーカードの取扱い上の注意事項

- ① 熱によるカードの変形やカードに内蔵されている電子部品が故障する場合がありますので、以下のとおり高温や物理的な力に注意してください。
- ・自動車の中や暖房器具の近くなど高温下での保管や放置をしないこと
 - ・洗濯機、乾燥機に入れたり、衣類に入れたままアイロンをかけないこと
 - ・カードを落とす、読み取り装置に押しつけて曲げる、カードの上に物を落とす、突起物や金属などの硬いもので傷つけるなどにより衝撃を加えないこと
 - ・ＩＣチップ部分に対し、指で触れる、汚す、押す、曲げる、鞆や手提げの中で硬貨・ペンなどと一緒にするなどにより衝撃等を加えないこと
 - ・カードを入れた財布をズボンの後ろポケットに入れた状態で座ったりしてＩＣチップ部分に局所的な荷重をかけないこと
- ② カードの顔写真が剥がれるなど券面情報が損なわれることがありますので、以下のとおり薬品や液体等に注意してください。
- ・化粧品の一部（除光液、マニキュア、ハンドクリームなど）、スプレーの一部（可燃性表示のあるもの）、ガソリン、灯油、ライターオイル、エンジンオイル、殺菌用アルコール、筆記の修正液など、薬品や液体で濡らさないこと
 - ・水に濡れた状態で使用しないこと
 - ・塩化ビニール製品（パスケース等）に直接触れさせないこと
- 
- ③ カードの裏面にある磁気ストライプの磁気情報が消失する場合がありますので、以下のとおり強い磁気に注意してください。
- ・テレビ、スピーカー、冷蔵庫、携帯電話、マグネット付きのハンドバッグ・財布・スマートフォンケース、磁気ネックレスなど、強い磁気を発するものに近づけないこと
- ④ ①～③に注意していなかった場合、ＩＣチップや磁気ストライプ等の不具合に伴うカードの再交付には手数料が必要となります。

10. マイナンバーカード再交付に係る手数料

マイナンバーカードの再交付には、原則以下の手数料が必要となります。

- ・マイナンバーカードのみの再交付の場合 800円
- ・マイナンバーカードの再交付と共に電子証明書も発行する場合 1,000円

ただし、マイナンバーカードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は当該マイナンバーカードの機能が損なわれた場合の再交付であって、市区町村若しくは機構に誤りがあった場合又は天災その他本人の責めによらない場合には、無料となります。

11. 顔認証マイナンバーカード

暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定した「顔認証マイナンバーカード」を希望された場合、このカードは、暗証番号がロックされているため、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスでは利用できません。1歳未満の顔写真なしのマイナンバーカードは、顔認証マイナンバーカードに切替できません。カードに記録されている顔写真を用いて顔認証又は目視による確実な本人確認を行った上で、オンライン資格確認ができ、医療機関・薬局を受診等することができます。

※顔認証マイナンバーカードの場合でも電子証明書がついているため、5回目の誕生日に電子証明書の更新手続きが必要となります。

12. マイナンバーカード国外継続利用対象の方へ（日本国籍の方へ）

令和6年5月27日から、日本国籍の方は、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できるようになりました。

また、現在マイナンバーカードを持っていない海外在住の日本国籍の方（2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。）もマイナンバーカードを申請することが可能になりました。

① 国外転出前に国外転出者向けマイナンバーカードに切り替える方法

国外転出を予定していて、国外転出前に有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、以下の手続きをすることで国外転出後も継続してマイナンバーカードを利用することができます。

国外転出者向けマイナンバーカード券面イメージ

- (1)国外転出届出時に、マイナンバーカードを提出する
- (2)市区町村が券面に「国外転出 ○年×月△日」と追記し、ICチップ内の住所の記録を変更する処理を行う
- (3)市区町村が国外転出者向けの電子証明書を発行する
- (4)返却された国外転出者向けマイナンバーカードは国外転出後も利用可能となる



※以上の手続きを行わないまま国外転出をすると、マイナンバーカードは国外転出予定日に失効しますので、ご注意ください。

② 国外転出後に国外転出者向けマイナンバーカードを申請する方法

2015年10月5日以降に国外転出をしていて、マイナンバーカードをお持ちでない方は国外からの申請が可能です。詳しくは、以下URLのウェブサイトからご確認ください。

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>)

③ 国外転出者向けマイナンバーカードの券面情報の変更、更新、その他の手続

以下のお手続きについては、以下URLのウェブサイトからご確認ください。

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/other/>)

- ・氏名等の変更手続き
- ・暗証番号の変更及び再設定手続き
- ・マイナンバーカードの失効・返納手続き
- ・マイナンバーカードの再交付手続き
- ・マイナンバーカードの更新手続き

④ 国外転出者向けマイナンバーカードを紛失した場合

マイナンバーカードを紛失した場合、国外転出者向け専用ダイヤル03-6734-0170（24時間365日受付）に電話することで一時停止をすることができます。 ※国際通話料金がかかります。

紛失の届出や発見時の手続きについては、以下URLのウェブサイトからご確認ください。

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/other/>)

⑤ 国外転出者向けマイナンバーカードに関するお問い合わせ

その他の国外転出者向けマイナンバーカードに関することは、以下 URL のお問い合わせフォームページよりお問い合わせください。

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/inquiry/>)

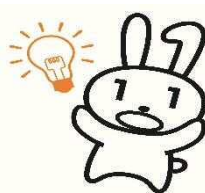
13. マイナンバーカード国外継続利用対象外の方へ（外国籍の方へ）

マイナンバーカードの返納を行わずに国外転出予定日を経過した場合、そのマイナンバーカードは失効します。再度東大阪市に転入し、新しいマイナンバーカードを再発行する場合、新しいマイナンバーカードの交付時に旧カードを紛失していると再発行に係る手数料が有料※になります。なお、他市町村で新しいマイナンバーカードを再発行する場合の手数料については、各市町村にお問い合わせください。

※マイナンバーカード 800 円、電子証明書 200 円

14. マイナンバーカードの特急発行

申請から1週間程度でマイナンバーカードが作れます。



特急発行の対象者

- ① 一歳未満の方（初めて交付を受ける場合のみ。）
※顔写真なしのカードになります。
- ② その他、以下に該当される方 ※申し出期間内の申請が必要です。
 - ・国外から転入した方（当該国外転入後に初めて交付を受ける場合のみ）
 - ・個人番号カードを紛失した方
 - ・新たに住民票に記載された中長期在留者等
 - ・個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードが失効した方
 - ・個人番号カードが破損や汚損等した方
 - ・追記欄が満欄になった方（満欄が理由で手続きできない方に限る）
 - ・転入や出生等以外の理由で住民票に新たに記載された方（中長期在留者等を除く）
 - ・刑事施設等に収容されていた方

顔写真なしマイナンバーカード



特急発行申請の申し出期間

国外から転入した	転入届を出してから	30日以内
マイナンバーカードを紛失した	紛失届を出してから	
初めて日本で住民票を登録した	届け出を出してから	
個人番号 or 住民票コードを変更し、旧カードが失効した	変更請求を出してから	
カードを汚損・破損した （役所起因の誤失効を含む）	廃止届を出してから 又は 誤失効を知った日から	
追記欄が満欄になった	満欄で手続きができなかった日から	
住民票を新たに登録した	本人確認書類を入手した日から	
刑事施設から出所した	本人確認書類を入手した日から	

◎特急発行申請の紛失、汚損又は破損等の有料の場合に係る再発行の手数料は2,000円（電子証明書を発行しない場合は、1,800円）となります。

③ 一歳未満の場合で、出生届と同時にの場合のみ以下でも申請可能です。

- ・行政サービスセンター
- ・市民課（夜間窓口も可）

※市民課で出生届を提出される場合、マイナンバーカードの申請手続きは東大阪市役所本庁舎別館1階で行います。

※法定代理人以外が来庁の場合、記載された申請書兼暗証番号設定依頼票がなければ受付ができません。

申請に必要なもの

◆一歳未満の場合

●出生届と同時に申請する場合 ※代理人のみの来庁で手続き可能です

- ・申請書兼暗証番号設定依頼票

※法定代理人以外が来庁される場合、記載された申請書兼暗証番号設定依頼票がなければ受付ができません。

●出生届の提出と別日に申請する場合 ※申請者本人と法定代理人と一緒に来庁してください

- ・申請者本人の本人確認書類 B2点
- ・法定代理人の本人確認書類 A1点または法定代理人の本人確認書類 B2点 + 申請者本人の個人番号通知書★

（★出生届提出後に住民票の住所に3週間前後で簡易書留にて郵送されます。個人番号通知書は再交付できませんので、失くさないよう大切に保管してください。）



◆一歳未満以外の場合

- ・通知カード または 個人番号通知書 ※初めて交付を受ける方のみ
- ・本人確認書類 A1点 または 本人確認書類 B2点



通知カード、個人番号通知書をお持ちでない、または初めての交付ではない場合、上記に代わり下記の書類が必要です。

- ・本人確認書類 A2点 または 本人確認書類 A1点及び本人確認書類 B1点
- ・照会回答書★ と 本人確認書類 A1点 または 本人確認書類 B2点

（★照会回答書は本市より申請者の住民票上の住所宛てに郵送する書類です。市民室（荒本・布施）または下記お問い合わせ先にて郵送受付を行っています。申請当日に照会回答書をお持ちでない場合は、マイナンバーカードの受け取りのために再度来庁が必要です。）

本人確認書類 A （顔写真付きのみ）※名前と住所、または名前と生年月日の記載があるものに限る

運転免許証 運転経歴証明書 マイナンバーカード パスポート(旅券) 身体障害者手帳 療育手帳
精神障害者保健福祉手帳 在留カード 特別永住者証明書 一時庇護許可書 仮滞在許可証

本人確認書類 B （主なもの）※名前と住所、または名前と生年月日の記載があるものに限る

資格確認書（健康保険証） 母子手帳（公印の押してあるもの） 子ども医療証 診察券 など

◎15歳未満（※1）または成年被後見人の方が申請される場合、法定代理人の同行及び以下の書類が必要です。

- ・本人の分と同じ条件の法定代理人の本人確認書類
 - ・代理権が確認できる書類（戸籍謄本、登記事項証明書等） ※発行日から3か月以内のものに限ります。
- （※1 申請者の本籍が東大阪市の場合や申請者と法定代理人が同一世帯かつ親子関係の場合は不要です。）

お受取方法

- ・簡易書留郵便での郵送

- ・東大阪市役所本庁舎別館1階（荒本）窓口での受け取り

15. その他

上記のほか、マイナンバーカード及び電子証明書の利用に関する情報については、以下のサイトをご参照ください。

- ・総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

- ・内閣府 マイナンバー（社会保障・税番号制度）

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber>

- ・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト

<http://www.kojinbango-card.go.jp/>

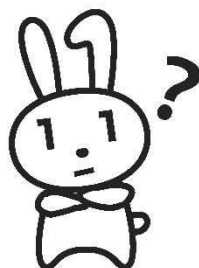
- ・地方公共団体情報システム機構 公的個人認証サービスポータルサイト（電子証明書の利用）

<https://www.jpki.go.jp/>



市民室（申請窓口）

- 東大阪市役所本庁舎別館1階（荒本） 東大阪市荒本北1-1-1
- 東大阪市マイナンバーカード布施駅前臨時窓口 東大阪市長堂1-8-37 ヴェル・ノール布施1階



お問い合わせ先
東大阪市 市民生活部 市民室
TEL 06-4309-3163
FAX 06-4309-3012



よくある疑問に答えます！

Q. マイナンバーを集めて、悪用されたりしませんか？

A. 悪用されないよう、法令で厳しく制限しています。
マイナンバーの利用範囲は、法令で厳しく制限されています。法令で定められた利用範囲を超えてマイナンバーを収集・提供した場合、刑事罰が科せられることもあります。



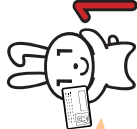
マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバー法では、個人情報保護法などよりも厳しい罰則が設けられているよ。

Q. マイナンバーを知られたら、なりすまし被害が起きませんか？

A. 本人確認を徹底し、なりすましを防いでいます。

マイナンバーを使う手続では、必ず本人確認書類などによる本人確認を行うことが義務づけられています。マイナンバーだけでは手続はできません。



マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバーカードには顔写真があるので、マイナンバーの確認と本人確認が1枚でできるよ！

Q. マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れる？

A. 個人情報の漏えいの連鎖を防いでいます。

個人情報はこれまでどおり各機関で分散して管理するので、万が一どこかの機関でマイナンバーを含む個人情報が漏えいしたとしても、そこから手づる式に情報が漏れることはありません。



マイナちゃんからのアドバイス★

各行政機関の専用ネットワークでのやりとりには、マイナンバーは直接使わないよ。

Q. マイナンバーのシステムの安全対策はどうなっているの？

A. アクセスできる人を制限し、通信も暗号化しています。

マイナンバーのシステムにアクセスできる人を制限し、またシステムにアクセスする際の通信も厳重に暗号化しています。



マイナちゃんからのアドバイス★

システムに不正なアクセスがされないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しているよ！



よくある疑問に答えます！

Q. マイナンバーカードのICチップには大事な情報が入っているの？

A. ICチップには税や年金などの大事な情報は入っていません！

マイナンバーカードのICチップに入っているものは、住所氏名など、マイナンバーカードに記載されている情報や電子証明書などで、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません。



マイナちゃんからのアドバイス★

健康保険証として使用しても、特定健康情報や薬剤情報などがICチップに入ることはないよ！

Q. マイナンバーカードを落としたり悪用されない？

A. セキュリティ対策は万全です！

マイナンバーカードのICチップを使うときは暗証番号が必要になるため、他の人は使えません。また、暗証番号は一定回数間違えると、カードの機能がロックされるようになっていきます。万が一落としてしまっても、24時間365日体制のマイナンバー総合フリーダイヤルで、マイナンバーカードの一時利用停止ができます。



マイナちゃんからのアドバイス★

キャッシュカードの感覚で持ち歩いても大丈夫だよ！失くさないように注意してね。



**マイナンバー制度・マイナンバーカードについての
お問い合わせ**

マイナンバー
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**



【受付時間】
平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分
(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受け付けています！

● 一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合のお問い合わせ先

マイナンバーカード等

050-3818-1250
● 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

その他のお問い合わせ

050-3816-9405
● 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

0120-0178-26
Inquiries about Social Security and Tax Number System.

マイナンバーカード等

0120-0178-27
Inquiries about Individual Number Card etc.



デジタル庁ウェブサイト マイナンバー(個人番号)制度
https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/

「マイナンバーってどんなときに使うの?」にお答えします！

マイナンバー まるわかりガイド

保存版

便利で暮らしやすい
社会づくりのために
生まれたマイナンバー
制度をご紹介します！

マイナンバー-PPAキャラクター
マイナちゃん

国民の
利便性の
向上

マイナンバー制度
3つの目的

公平・公正な
社会の実現

行政の
効率化

あなたの人生とともに歩む「マイナンバー(個人番号)」

あなたの人生のなかで、マイナンバーを提供するときって、たくさんあるんです！

※マイナンバーを提供する際は、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類をご用意ください。



1 これ1枚でOK! マイナンバーカード

公的な本人確認書類になり、1枚でマイナンバーの提示と本人確認ができます！

公的な本人確認書類に！

カードおとす面

顔写真で本人であることを確認！

マイナンバーは、社会保険・税・災害対策の行政手続に！

ICチップの電子証明書はさまざまなサービスに利用可能！

カードうら面

申請は郵送またはスマホ・パソコンで！

マイナンバーカード1枚でこれだけできる！

e-Tax(国税電子申告・納税システム)などの電子申請もできる！

コンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる市区町村も！

※市区町村によってサービスの内容が異なります。

・健康保険証として利用できる対応する医療機関・薬局は拡大中！

今後、運転免許証との一体化も！(2024年度末(予定))

情報連携でますます便利に！

行政機関同士が専用のネットワークシステム上でマイナンバーに紐づく情報をやりとりするので、各種手続の際に添付書類の準備や提出が不要になります。忙しいあなたもこれで安心！

これまでは、書類をもらいにあちこちへ……

〇〇の申請にはA欄で
行なっていますので、
A欄へ行って下さい。

△△の発行にはC欄で
〇〇の証明書を
もらって来て下さい。

〇〇の申請にはA欄で
行なっていますので、
A欄へ行って下さい。

△△の発行にはC欄で
〇〇の証明書を
もらって来て下さい。

マイナンバー制度で
添付書類の省略が実現！

便利!!

添付書類の
提出が
不要に！

※手続によっては、引き続き添付書類の提出をお願いする場合があります。

各種手続を行う際は、各行政機関等の案内を必ずご確認ください。

スマートフォンやパソコンからオンラインで行政手続ができる!「マイナンバー」

「マイナンバー」は、政府が運営するオンラインサービスです。
ご自宅のパソコンなどから、オンラインで行政手続を行ったり、
行政機関からのお知らせを受け取ったりすることができます。

URL <https://myna.go.jp/>

マイナンバーは
ご55

マイナンバーではこんなことができます！

① 自宅のパソコンや
スマホから本人の
個人情報を確認できる！

行政機関が
持っている
あなたの情報を
チェック
できるよ！

② 保育所等の入申請や、
児童手当の申請などの
行政手続がオンラインでできる！

市区町村窓口
に行かなくても
申請できて
ペンリ！

③ あなたの特定健診情報、薬剤情報、
医療費通知情報が
医療費控除も
カンタンに！

市区町村窓口
に行かなくても
申請できて
ペンリ！

【注意事項】

・①②は、市区町村によってサービスの内容が異なります。

・ご利用の際には、「マイナンバーのインストール」と「マイナンバーカード」が必要で(一部のサービスを除く)。

・パソコンのご利用には、マイナンバーカードに対応するICカードリーダー、またはスマートフォンが必要です。

・スマートフォンのご利用には、マイナンバーカードの読み取りに対応している機種に限り、
パソコン、スマートフォンなどをお持ちでない方でもご利用いただけるように、市区町村によってはデジタル端末を設置しています。

設置の有無についてはお住まいの市区町村へお問い合わせください。

マイナンバーカード(個人番号カード)を使って コンビニエンスストアで証明書が取得できます



全国のコンビニエンスストアに設置しているマルチコピー機で、マイナンバーカードを使って住民票の写しなどの証明書が取得できます。

利用できる店舗

- セブン-イレブン
- ファミリーマート
- イオンリテール
- ローソン
- ミニストップ
- など

※利用できる店舗は、追加されることがあります。

取得できる証明書と手数料

コンビニ交付での交付手数料は、窓口での交付手数料に比べ100円お得です！

証明書の種類	窓口での 交付手数料	コンビニ交付での 交付手数料
住民票の写し	300円	200円
印鑑登録証明書	300円	200円
戸籍の附票の写し	300円	200円
戸籍証明書 【戸籍全部・個人事項証明書 (戸籍謄抄本)】	450円	350円
市民税・府民税証明書	300円	200円

利用時間

午前6時30分～午後11時

※年末年始(12/29～1/3)とメンテナンス日を除きます。

※定期的なメンテナンスなどで、コンビニ交付サービスを一時的に停止する場合は、東大阪市のウェブサイトでお知らせいたします。

※店舗により、上記の利用時間よりも短くなる場合があります。

マイナンバーカードの盗難・紛失や暗証番号を忘れたとき

マイナンバーカードの盗難・紛失の時は、下記のフリーダイヤルに連絡してください。

マイナンバーカードの機能を一時停止します。

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

暗証番号を忘れた時は、市民室(荒本・布施)または行政サービスセンターにて暗証番号を再設定する手続きが必要となります。

(ご注意いただきたい事項)

利用店舗について

マルチコピー機を設置していない一部店舗では、コンビニ交付サービスが利用できませんのでご注意ください。

マイナンバーカードについて

コンビニ交付サービスに利用するマイナンバーカードには、利用者証明用電子証明書が搭載されている必要があります。

また、マイナンバーカードの機能を一時停止している場合は、コンビニ交付サービスを利用できません。

証明書全般について

- ・東大阪市に現在住民票がある方へのサービスです。
- ・東大阪市から他の市区町村への転出届を提出された場合は、利用することができません。
- ・一度発行された証明書の引換および手数料の返金はできませんのでご了承ください。

住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書・戸籍の附票の写しについて

- 住民票の写しには一部記載できない項目があります。
 - ・氏名の変更がある場合、変更前の情報は記載されません。
 - ・住所は最新住所と1つ前の住所は記載されますが、それ以前の住所は記載されません。
 - ・転出や死亡の届出をされた方は記載されません。
 - ・住民票コードは記載されません。
- 印鑑登録証明書は、あらかじめ印鑑登録されている方のみ取得できます。但し、コンビニエンスストアでのご利用は印鑑登録証でなくマイナンバーカードで行ってください。
(市役所の窓口で請求される際は印鑑登録証が必要です。)
- 戸籍証明書及び戸籍の附票の写しは、現在、東大阪市に本籍がある方の最新のもののみ取得できます。ただし、東大阪市に住民票のない方は、あらかじめ利用登録申請が必要です。
- 本籍が東大阪市以外にある方は、本籍地の市町村へ戸籍に関する証明書のサービス提供状況をご確認ください。コンビニ交付で対応可能な場合も事前の利用登録が必要で、日数がかかります。
- 証明書の記載内容に変更が生じた場合は、記載内容の変更が終わるまで、証明書の発行はできません。

市民税・府民税証明書について

- 証明年度の前年中所得(1月～12月)と課税内容の証明書です。
 - 証明年度の切り替え時期は6月1日です。
 - 証明書の発行が可能な年度は最新から5年度分です。
 - コンビニエンスストアでの交付では、所得と税額と控除のすべての内容を表示しております。
そのため証明パターン「所得と税額」や「所得のみ」の選択はできません。
 - 次の場合は、発行できません。
 - ・証明年度の「1月1日現在」東大阪市に居住していなかった場合
 - ・所得の申告が、未申告の場合など
 - ・氏名や住所の印刷可能な文字数を超過した場合
 - ・課税内容が事務処理中の場合
- (修正申告を行ってから交付は、端末に反映されるまで日数を要します。そのため発行される時期によっては、修正申告前の内容の証明書となりますのでご注意ください。)

(コンビニ交付サービスに関するお問合せ)

【コンビニ交付全般に関するお問合せ】

市民生活部市民室 06-4309-3163

【各種証明書に関するお問合せ】

- ・住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写しについて

市民生活部市民室市民課 06-4309-3164

- ・戸籍証明書について

市民生活部市民室市民課 06-4309-3162

- ・市民税・府民税証明書について

税務部市民税課 06-4309-3135

※お問合せ時間 平日9:00～17:30